【表紙】

【発行登録追補書類番号】 1 - 関東1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

 【提出先】
 近畿財務局長

 【提出日】
 2019年12月11日

【会社名】 京阪ホールディングス株式会社

【英訳名】 Keihan Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 石丸 昌宏

【本店の所在の場所】 大阪府枚方市岡東町173番地の1

大阪市中央区大手前1丁目7番31号(本社事務所)

【電話番号】 06 (6944) 2527

【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理部長 城野 教雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区大手前1丁目7番31号(本社事務所)

【電話番号】 06 (6944) 2527

【事務連絡者氏名】 経営統括室 経理部長 城野 教雄

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2019年 5 月17日
効力発生日	2019年 5 月25日
有効期限	2021年 5 月24日
発行登録番号	1 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 60,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計	額(円)	なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注)実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段())書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。

【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) 60,000百万円

(60,000百万円)

(注)残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段 ()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算 出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

(大阪市中央区大手前1丁目7番31号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

記名・無記名の別	`	
## 数3	銘柄	京阪ホールディングス株式会社第32回無担保社債(特定社債間限定同順位特約付)
総額(円) 各社債の金額(円) 金1億円 発行価額の総額(円) 発行価額の総額(円) 料率(%) 料払日 利車・6月17日および12月17日 利息支払の方法 1・利息支払の方法 1・利息支払の方法をよび期限 (1)・本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行体業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その当かいは前銀行営業日にこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2・利息の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 優遇期限 2039年12月16日 1・償還の病法 2339年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行体業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債のご動100円につき金100円 2・償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行体業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 3・償還元金の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 ・・ 一般募集 事込証拠金(円) 一般募集 事込証拠金(円) 日・一般募集 事込証拠金(円) 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店		-
各社債の金額(円) 金10,000,000,000円 発行価格(円) 金10,000,000円 発行価格(円) 会10,000,000円 利率(%) 年0,630% 利払日 毎年6月17日および12月17日 1 利息支払の方法 北が期限 (1)本社債の利急は、よび期限 (1)本社債の利急は、よび12月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)個週期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別配((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 [復遺期限 2039年12月16日 【遺の方法 1 環遺価額 各社債の金額100円につき金100円 2 (環週の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 (環遺元金の支払場所 別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 - 段募集 申込証拠金(円) 日お債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替売当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込期間 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場可2丁目1番1号		金10,000,000,000円
発行価額の総額(円) 会10,000,000,000円 発行価格(円) 名社債の金額100円につき金100円 利率(%) 年0,630% 利払日 毎年6月17日および12月17日 利息支払の方法 1、利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)まで これをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その 後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うへき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを 繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを 計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2・利息の支払場所 別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 ②39年12月16日 償還の方法 1、償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2、償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買人消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その 他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことが できる。 3・強選元金の支払場所 別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 ・の表別に保証がよります。 ・の表別に保証がよりに対象に振替機関のよりにつき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には 利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込期間 2019年12月11日 申込期間 別項3を経動の取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		
発行価格(円) 各社債の金額100円につき金100円 利率(%) 年0.630% 和払日 毎年6月17日および12月17日 1.利息支払の方法 1.利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後年年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その支払いは前銀行営業日にこれを計算する。 (4)偏遺期日後は利息をつけない。 2.利息の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 (週週の方法 1.償還価額 各社債の金額100円につき金100円2、値運の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償遺期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3.償還元金の支払場所別能((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 - 般募集 申込証拠金(円) 名社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込証拠金(円) 別項引受金融商価取引業者の本店および国内各支店払込期日 別項引受金融商価取引業者の本店および国内各支店払込期日 別項引受金融商価取引業者の本店および国内各支店	各社債の金額(円)	金 1 億円
和本 (%) 年0.630% 年0.630% 日本 (月17日および12月17日 日本 (月17日および12月17日 日本 (月17日および12月17日 日本 (月17日および12月17日 日本 (月17日および12月17日 日本 (月17日および12月17日 日本 (月17日本第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その支払いは前銀行営業日にこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (2)39年12月16日 日・ (福運価額 日・ (日・ (日・ (日・ (日・ (日・ (日・ (日・ (日・ (日・	発行価額の総額(円)	金10,000,000,000円
利払日 毎年6月17日および12月17日 利息支払の方法 1 . 利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2020年6月17日日本目の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2 . 利息の支払場所別記((注)「9 . 元利金の支払」)記載のとおり。 (2039年12月16日 1 . 償還価額各社債の金額100円につき金100円 2 . 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。(2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 . 償還元金の支払場所別記((注)「9 . 元利金の支払」)記載のとおり。 事集の方法 一般募集申込取扱場所別記(注)「9 . 元利金の支払」)記載のとおり。 本額の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込知扱場所別1項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利息支払の方法 1 . 利息支払の方法および期限 (1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う、(2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2 . 利息の支払場所別記((注)「9. 元利金の支払」)記載のとおり。 (2039年12月16日 第一個の金銭のでは、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 . 償還元金の支払場所別記((注)「9. 元利金の支払」)記載のとおり。 事集の方法 一般募集申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替売当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	利率(%)	年0.630%
(1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)までこれをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所別配((注)「9 元利金の支払」)記載のとおり。 (2)貿遇期限 2039年12月16日 1 .	利払日	毎年6月17日および12月17日
これをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2 ・利息の支払場所別記((注)「9 ・元利金の支払」)記載のとおり。 (週週期限 2039年12月16日 日 ・	利息支払の方法	1.利息支払の方法および期限
後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。 (2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)備遺期日後は利息をつけない。 2・利息の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (遺週期限 2039年12月16日 1・ (漫週価額名・ (2039年12月16日にその総額を償還する。(2)償週期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の可入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3・(機遇元金の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (項目元金の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (2) (日本税債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 日本税債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 日本税債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 日本税債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 日本税債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 日本税債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。		(1)本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日(以下「償還期日」という。)まで
(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4) 償週期日後は利息をつけない。 2 ・利息の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (億週期限 2039年12月16日		これをつけ、2020年6月17日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その
繰り上げる。 (3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを 計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2 . 利息の支払場所 別配((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 (償還期限 2039年12月16日		後毎年6月および12月の各17日にその日までの前半か年分を支払う。
(3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。 (4)償還期日後は利息をつけない。 2.利息の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 (環題期限 2039年12月16日 1. 僧還価額 名社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 募集の方法 一般募集 中込証拠金(円) 名社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		(2)利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを
計算する。 (4) 償還期日後は利息をつけない。 2 ・利息の支払場所 別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (償還期限 2039年12月16日 (賃還の方法 1・償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2・償還の方法がよび期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3・償還元金の支払場所別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 募集の方法 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		繰り上げる。
(4) 償還期日後は利息をつけない。		(3)半か年に満たない期間につき利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを
2 ・利息の支払場所 別記((注)「9・元利金の支払」)記載のとおり。 (遺還期限 2039年12月16日		計算する。
別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 (賞選期限 2039年12月16日		(4)償還期日後は利息をつけない。
償還期限 2039年12月16日 1 . 償還価額 名社債の金額100円につき金100円 2 . 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 . 償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		2.利息の支払場所
() 直遷の方法 1 . () () () () () () () () () (別記((注) 「9.元利金の支払」)記載のとおり。
各社債の金額100円につき金100円 2 . 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3 . 償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	償還期限	2039年12月16日
2. 償還の方法および期限 (1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 夢集の方法 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	償還の方法	1.償還価額
(1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3.償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 募集の方法 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		各社債の金額100円につき金100円
(2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 一般募集申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日 2019年12月17日 株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		2.償還の方法および期限
る。 (3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3.償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 募集の方法 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		(1)本社債の元金は、2039年12月16日にその総額を償還する。
(3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3.償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 一般募集申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日 2019年12月17日 株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		 (2)償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは前銀行営業日にこれを繰り上げ
他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。 3.償還元金の支払場所別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 - 般募集 中込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 中込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		ర ం
できる。 3. 償還元金の支払場所 別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 - 般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		(3)本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その
3. 償還元金の支払場所 別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。募集の方法一般募集申込証拠金(円)各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。申込期間2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日2019年12月17日振替機関株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		他の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことが
別記((注)「9.元利金の支払」)記載のとおり。 募集の方法 一般募集 申込証拠金(円) 各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		できる。
募集の方法一般募集申込証拠金(円)各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。申込期間2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日2019年12月17日振替機関株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		3. 償還元金の支払場所
申込証拠金(円)各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。申込期間2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日2019年12月17日振替機関株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		別記((注) 「9.元利金の支払」)記載のとおり。
利息をつけない。 申込期間 2019年12月11日 申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	募集の方法	一般募集
申込期間2019年12月11日申込取扱場所別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店払込期日2019年12月17日振替機関株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には
申込取扱場所 別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店 払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号		利息をつけない。
払込期日 2019年12月17日 振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	申込期間	2019年12月11日
振替機関 株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号	払込期日	2019年12月17日
	振替機関	株式会社証券保管振替機構
担保 本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。		東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号
	担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。

財務上の特約(担保提供 制限)

1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した もしくは国内で今後発行する他の無担保社債(ただし、下記に定める担付切換条項が特 約されている無担保社債を除く。)に担保提供(当社の資産に担保権を設定する場合、 当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき当 社の特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。)を行う場合に は、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設

なお、上記ただし書における担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に 一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設 定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約を

2. 当社が、本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、直ちに登 記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に 準じて公告する。

条項)

財務上の特約(その他の│本社債には別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項以外の財務上の特約は付されてい ない。

(注) 1.信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R&I」という。)からA-(シングルA マイナス)の信用格付を2019年12月11日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおり に履行される確実性(信用力)に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の 流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明す るものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではな い。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適 時性、完全性、商品性、および特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていな 61

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正 確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更す ることがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まった とR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ (https://www.r-i.co.jp/rating/index.html)の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の 「一覧はこちら」をクリックして表示されるリポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何 らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I: 電話番号 03-6273-7471

2.振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、別 記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかか る社債券は発行されない。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されてい ない。

4.期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合に該当したときは、直ちに本社債について期限の利益を失い、本(注)「5.公告の方法」 に定めるところに従い、直ちにその旨を公告する。

当社が、別記「償還の方法」欄第2項「償還の方法および期限」の規定に違背したとき。

当社が、別記「利息支払の方法」欄第1項「利息支払の方法および期限」の規定に違背したとき。

当社が、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。

当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすること ができないとき。

当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算の開始命令を受けたとき。

5. 公告の方法

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行う。ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社定款所定の新聞紙ならびに東京都および大阪市において発行する各 1 種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。

6. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7. 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)「10.財務代理人、発行代理人および支払代理人」を除く。)の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議にかかる裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)「7.社債要項の変更」第1項の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなす。
- 8. 社債権者集会に関する事項
 - (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集し、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号に掲げる事項を本(注)「5.公告の方法」に定められた方法により公告する。
 - (2) 本種類の社債の社債権者集会は、大阪市においてこれを行う。
 - (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。) の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し本種類の社債に関する社債等振替 法第86条に定める書面を提示した上、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を 当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。
- 9.元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

10.財務代理人、発行代理人および支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	4,000	1.引受人は本社債の全額
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目3番1号	2,500	につき共同して買取引 受を行う。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	1,500	2. 本社債の引受手数料は
三菱UF Jモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5番2号	1,000	各社債の金額100円につ き金55銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項なし

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	85	9,915

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,915百万円は、全額を2020年3月末までに返済期限が到来する借入金の返済資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

EDINET提出書類 京阪ホールディングス株式会社(E04105) 発行登録追補書類(株券、社債券等)

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月19日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第98期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月9日関東財務局長に提出 事業年度 第98期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月11日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2019年12月11日)までに金融商品取引法第24条の5第4項 および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月21日に関 東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日 以後、本発行登録追補書類提出日(2019年12月11日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等 のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

京阪ホールディングス株式会社 本社事務所

(大阪市中央区大手前1丁目7番31号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし